

令和2年2月6日

日本関税協会名古屋支部  
山尾事務局長 殿

名古屋税関 業務部  
首席関税鑑査官 内山 晴夫

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

関税率表解説(平成28年11月28日付財関第1443号)及び分類例規(昭和62年12月23日付蔵関第1299号)の一部改正(令和2年2月5日付財関第163号)がありましたので、貴会員に周知方よろしくお願ひします。

なお、本改正については、令和2年3月1日以降申告される貨物について適用されます。

おつて、改正内容については、本年2月5日付で下記のとおり税関ホームページに掲載されていますのでご案内します。

記

<http://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2020tsutatsu/2020tsutatsu0163/>

\* 税関ホームページ「新着情報」の「2月5日 法令」からもご覧頂けます。

以上